

○結城市建設工事等施行手続及び監督規程

昭和63年3月31日

訓令第5号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 請負工事
  - 第1節 施工手続（第3条～第30条）
  - 第2節 監督（第31条～第50条）
  - 第3節 工事完成検査（第51条～第58条）
  - 第4節 契約の解除（第59条～第64条）
  - 第5節 工事完成履行請求（第65条～第67条の2）
- 第3章 直営工事
  - 第1節 施工手続（第68条・第69条）
  - 第2節 監督（第70条～第72条）
- 第4章 用地購入及び補償（第73条～第78条）
- 第5章 設計業務等の委託
  - 第1節 執行手続（第79条～第91条）
  - 第2節 監督（第92条～第95条）
  - 第3節 検査（第96条～第98条）
  - 第4節 契約の解除（第99条～第104条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、結城市建設工事執行規則（昭和50年結城市規則第9号。以下「執行規則」という。）その他に特別の定めがあるもののほか、結城市の所管に係る建設工事（以下「工事」という。）の施工、工事用地の購入及び補償並びに工事に係る設計業務等の委託の手続並びに監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）主管部長 結城市行政組織規則（昭和47年結城市規則第1号。以下「組織規則」という。）第3条に規定する部長をいう。

- (2) 主管課長 組織規則第3条に規定する課長をいう。
- (3) 決裁権者 結城市事務決裁規程(昭和47年結城市訓令第5号。以下「決裁規程」をいう。)の定めるところにより専決権限を有する者をいう。
- (4) 検査員 工事等の検査をする職員をいう。
- (5) 各課契約工事 決裁規程の定めるところにより、請負契約に係る予算の執行について課長が専決権限を有する工事をいう。
- (6) 総務部契約工事 各課契約工事以外の請負工事をいう。
- (7) 用地補償 用地購入契約及び補償契約に係る業務をいう。
- (8) 設計業務等 工事に係る調査、測量、設計、監理及び試験等の業務をいう。
- (9) 各課契約委託 決裁規程の定めるところにより、設計業務等の委託に係る予算の執行について課長が専決権限を有する委託をいう。
- (10) 総務部契約委託 各課契約委託以外の委託業務をいう。

## 第2章 請負工事

### 第1節 施工手続

(工事起工決議及び入札執行依頼)

第3条 主管部長は、その所掌に属する総務部契約工事を施工しようとするときは、予算執行決議書(様式第1号)により決議の手続をとり、契約事務執行依頼書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、総務部長に提出しなければならない。

- (1) 工事起工設計書(様式第3号)又は工事起工概要書(様式第3号の2)
- (2) 特記仕様書
- (3) 図面
- (4) 指名業者推薦書(様式第4号)
- (5) その他必要な書類

2 主管課長は、各課契約工事を施工しようとするときは、予算執行決議書に設計図書(前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類をいう。以下本章及び次章において同じ。)を添付して、工事起工を決議しなければならない。

(指名業者の選考)

第4条 総務部長は、前条第1項の規定により入札執行依頼があったときは、別に定める結城市指名競争入札参加業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に指名業者の選考を諮らなければならない。

2 主管部長は、その所掌に属する各課契約工事について前条第2項の規定により工事起工決議がなされたときは、選考委員会に指名業者の選考を諮らなければならない。

(指名業者の選考通知等)

第5条 選考委員会は、選考の結果を指名業者選考通知書(様式第5号)により総務部長又は主管部長に通知するものとする。

(入札執行決議)

第6条 総務部長は、第3条の規定により契約事務執行依頼書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、入札等執行決議書(様式第6号)に設計図書を添付して、決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 主管課長は、各課契約工事を入札に付するときは、入札等執行決議書に設計図書を添付して、入札執行を決議しなければならない。

(予定価格)

第7条 決裁権者は、結城市契約規則(平成17年結城市規則第38号。以下「契約規則」という。)第8条(同規則第17条において準用する場合を含む。)の規定により予定価格を定めるとき又は同規則第9条(同規則第17条において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設定するときは、予定価格書(様式第6号の2)を作成しなければならない。

2 決裁権者は、最低制限価格を設定するときは、入札に参加する者に対し、入札を執行する前までにその旨を周知させなければならない。ただし、最低制限価格は、別表のとおりとする。

(入札通知)

第8条 決裁権者は、指名業者が決定したときは、指名競争入札通知書(様式第7号)により当該指名業者に通知しなければならない。ただし、電子入札(工事に係る入札手続のうち入札案件の登録、参加申請、入札及び落札者決定の事務を電子計算機とインターネットによって行うことをいう。以下同じ。)による場合は、別に定めるところによる。

(入札)

第9条 決裁権者は、入札に当たって、当該入札に参加する者に執行規則第5条第1項に定める入札書を提出させなければならない。ただし、電子入札による場合は、別に定めるところによる。

2 入札回数は、2回を限度とする。ただし、予定価格を公表した場合は、1回とする。

(開札)

第10条 決裁権者は、入札書の提出後直ちに入札場所において入札者を立ち合わせて開封し、入札金額を発表しなければならない。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員

を立ち合わせなければならない。ただし、郵便入札及び電子入札による場合は、別に定めるところによる。

(再度入札及び指名替えによる入札)

第11条 決裁権者は、入札の結果、落札者が決定しない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

2 決裁権者は、入札（前項の場合においては、再度の入札に限る。）において落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認められる場合を除き、一般競争入札の場合にあつては再度一般競争入札を行う旨の公告を、指名競争入札の場合にあつては業者の指名替えを行うものとする。

3 決裁権者は、前項に規定する指名替えによる入札を執行する場合は、当初に示した契約内容、入札条件及び予定価格等を変更してはならない。

4 指名替えによる入札については、第4条、第5条、第6条及び第8条の規定を準用する。

(くじによる落札者の決定)

第12条 決裁権者は、落札者となるべく同一金額の入札をした者が2人以上となったときは、当該入札者に対し、最初に落札者を決定するくじを引く順次を決めるくじを引かせた後、その順序により落札者を決定するくじを引かせて、落札者を決定するものとする。ただし、電子入札による場合は、電子くじ（入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピューターで落札者を決定するシステムをいう。）による抽選を行い、落札者を決定するものとする。

(入札書取書)

第13条 決裁権者は、入札書取書（様式第8号）により入札の経過を明らかにしておかなければならない。

(入札の無効)

第14条 決裁権者は、契約規則第11条（同規則第17条において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨を指名業者に明らかにしておかなければならない。ただし、電子入札による場合は、別に定めるところによる。

(1) 委任状を持参しない代理人のした入札

(2) その他入札に関する条件に違反した入札

(請負契約の締結)

第15条 総務部長は、総務部契約工事について契約の相手方が決定したときは、契約決

議書（様式第9号）により決議の手续をとり、執行規則第8条第1項に定める建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）により請負契約を締結しなければならない。

2 主管課長は、各課契約工事について契約の相手方が決定したときは、契約決議書により決議し、請負契約書により請負契約を締結しなければならない。

3 競争入札に付した場合において、落札者が請負契約を締結しないときは、当該入札に参加した次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額の制限内で行うものとし、かつ、工期を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

（請負契約締結の通知等）

第16条 総務部長は、総務部契約工事について請負契約を締結したときは、設計図書に入札を執行した書類及び契約決議書並びに請負契約書等を添付し、速やかに主管部長に送付しなければならない。

（設計変更決議）

第17条 主管部長は、その所掌に属する総務部契約工事について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに予算執行変更決議書（様式第10号）により決議の手续をとり、変更契約事務執行依頼書（様式第2号の2）に工事起工の際添付した設計図書の変更書類（以下本章及び次章において「変更設計図書」という。）を添付して、総務部長に提出しなければならない。

2 主管課長は、各課契約工事について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに予算執行変更決議書により決議しなければならない。

（随意契約等執行決議）

第18条 総務部長は、前条第1項の規定により変更契約事務執行依頼書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、入札等執行決議書に変更設計図書を添付して、決裁権者の決裁を受けなければならない。この場合において、随意契約（見積合せ）の決議がなされたときは、受注者に通知し、これを執行しなければならない。

2 主管課長は、前条第2項の規定により、随意契約（見積合せ）を執行しようとするときは、入札等執行決議書に変更設計図書を添付して、決議しなければならない。この場合において、随意契約（見積合せ）の決議がなされたときは、前項後段の規定を準用する。

（設計変更の範囲）

第19条 設計の変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、変更する予定金額が次に掲げる額を超えて行ってはならない。ただし、特に指

定する工事については、別に指示するところによる。

(1) 当初の請負代金が5,000万円以下にあつては、当該金額の100分の30に相当する額

(2) 当初の請負代金が5,000万円を超え1億円以下のものにあつては、当該金額の100分の20に相当する額

(3) 当初の請負代金が1億円を超えるものにあつては、その都度総務部長と協議して定める額

(変更請負契約の締結)

第20条 総務部長は、第18条第1項の規定により随意契約（見積合せ）の執行がなされ、受注者と協議が整ったときは、契約決議書により決議の手続きをとり、建設工事変更請負契約書（以下「変更請負契約書」という。）により受注者と変更請負契約を締結しなければならない。

2 前項の規定は、各課契約工事について、第18条第2項の規定により決議された随意契約（見積合せ）執行決議書に基づき受注者と協議が整ったときに準用する。

(変更請負契約の通知等)

第21条 総務部長は、総務部契約工事について変更請負契約を締結したときは、変更設計図書に随意契約（見積合せ）を執行した書類及び契約決議書並びに変更請負契約書等を添付し、速やかに主管部長に送付しなければならない。

(工事施工の一時中止等)

第22条 主管部長又は主管課長（以下「主管部長等」という。）は、建設工事について、工事施工の一時中止又は一時中止の解除をしようとするときは、工事施工一時中止（解除）決議書（様式第11号）により決議するものとする。

2 主管部長等は、前項の規定により工事施工の一時中止又は一時中止の解除の決議をしたときは、工事施工一時中止（解除）通知書（様式第12号）により受注者に通知するとともに、総務部契約工事については、工事施工一時中止（解除）報告書（様式第13号）により総務部長に報告しなければならない。

(工期の変更依頼)

第23条 主管部長は、その所掌に属する総務部契約工事について、工期の変更の必要があると認めるとき又は受注者から工期の変更の申出があつたときは、工期（履行期間）変更（依頼）決議書（様式第14号）により決議の手続きをとり、工期（履行期間）変更依頼書（様式第15号）を総務部長に提出しなければならない。

(工期変更決議等)

第24条 主管課長は、各課契約工事について、工期の変更の必要があると認めるとき又は受注者から工期の変更の申出がありその必要があると認めるときは、工期（履行期間）変更（依頼）決議書により決議し、工期（履行期間）変更通知書により受注者に通知しなければならない。

（変更請負契約の締結）

第25条 総務部長は、第23条の規定により総務部契約工事について工期（履行期間）変更依頼書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、速やかに契約決議書により決裁権者の決裁を受けなければならない。この場合において、決議がなされたときは、工期（履行期間）変更通知書（様式第16号）により受注者に通知し、変更請負契約を締結しなければならない。

2 主管課長は、各課契約工事について、前条の規定により決議された工期（履行期間）変更決議書に基づき契約決議書により決議し、受注者と変更請負契約を締結しなければならない。

（変更請負契約締結通知等）

第26条 総務部長は、総務部契約工事について変更請負契約を締結したときは、契約決議書に変更請負契約書等を添付して主管部長に送付しなければならない。

（工事台帳）

第27条 主管課長は、工事台帳（様式第17号）を作成し、必要な事項を記載の上、整理しておかななければならない。

（債権譲渡の取扱い）

第28条 主管部長は、その所掌に属する総務部契約工事について、受注者から請負契約書第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡承諾申請書（様式第18号）の提出があったときは、これを総務部長に送付しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により債権譲渡承諾申請書の送付を受けたときは、これを審査し、適正と認めたときは、債権譲渡承諾書（様式第19号）を受注者に送付するとともに、その写しを主管部長に送付しなければならない。

3 主管課長は、各課契約工事について、請負契約書第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡承諾申請書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、債権譲渡承諾書を受注者に送付しなければならない。

（債権譲渡通知書）

第29条 総務部長又は主管課長は、前条第2項又は第3項の規定により債権譲渡承諾書を送付した場合において、受注者が債権の譲渡を完了したときは、当該受注者から、遅

滞なく、確定日付のある債権譲渡通知書を徴さなければならない。

(出来形検査)

第30条 主管部長等は、受注者から請負契約に係る部分払を受けるため出来形検査願(様式第20号)の提出があったときは、検査員決定決議書(様式第21号)により検査員を決定し、当該検査員に検査員決定任命書(様式第22号)を交付するとともに、検査員決定通知書(様式第23号)により受注者に通知しなければならない。

2 検査員は、受注者立会いの上、検査を行わなければならない。

3 検査員は、出来形検査を行ったときは、結城市建設工事検査要領(昭和63年結城市訓令第6号)に定める工事出来高検査調書を作成し、決裁権者に復命しなければならない。

4 主管部長等は、前項の工事出来高検査調書の復命があったときは、当該調書に基づき検査結果通知書(様式第24号)により受注者に通知するとともに、その所掌に属する総務部契約工事に係るものについては、検査結果報告書(様式第25号)を総務部長に送付しなければならない。

## 第2節 監督

(監督員の任命)

第31条 主管部長等は、その所掌に属する契約工事について第15条第2項の規定により請負契約を締結したとき、又は第16条の規定により請負契約締結の通知を受けたときは、工事ごとに監督員決定決議書(様式第26号)により2人以上の監督員を任命し、当該監督員に監督員決定任命書(様式第27号)を設計図書とともに交付しなければならない。

(監督員決定通知書)

第32条 主管部長等は、前条の規定により監督員を任命したときは、受注者に対し、速やかにその旨を監督員決定通知書(様式第28号)により通知しなければならない。この場合において、2人以上の監督員にその権限を分担させたときは、当該通知書にそれぞれの監督員の有する権限の内容を記載しなければならない。

(監督員の職務)

第33条 監督員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 契約の履行についての受注者又はその現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試



験若しくは検査

(4) 受注者又はその現場代理人に対する請負契約書の各条項及び関係法令の遵守に関する指導及び監督

(監督心得)

第34条 監督員は、職務の遂行に当たっては、厳正かつ公平を旨としなければならない。

2 監督員は、職務の遂行に当たっては、受注者の業務を妨げることのないようにするとともに、職務上特に知ることのできた当該受注者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

3 監督員は、工事現場に立ち会うときは、必要な設計図書、監督票・指示（承諾）書（様式第29号）その他必要な書類を携行するものとする。

(監督の方法)

第35条 監督員は、工事現場に立ち会って監督するものとする。ただし、施工方法について写真又は試験結果により確認することができる場合は、この限りでない。

(事前の説明)

第36条 監督員は、工事が着手される前に、受注者又はその現場代理人に対して、設計図書の内容を正確に説明し、施工の位置、方法、順序等を指示しなければならない。

(丁張等の確認)

第37条 監督員は、受注者が行う丁張等の施設については、正確かつ堅ろうに設置させ、その結果を確認するとともに、適時その変位の有無を点検しなければならない。

(工事記録の整備)

第38条 監督員は、水中又は地下に埋設する工事その他工事完了後外面から検査することのできない部分について必要があると認めるときは、その施工状況を撮影記録させておかなければならない。

(指示等)

第39条 監督員は、受注者又はその現場代理人に対して指示、承諾又は協議をするときは、指示（承諾）書により行わなければならない。この場合において、受注者又はその現場代理人の署名又は記名押印を徴しておかなければならない。

(材料検査)

第40条 監督員は、受注者から設計図書で指示した工事材料について検査の要求を受けたときは、遅滞なく、検査をしなければならない。

2 監督員は、前項の規定により検査を行った結果、不合格となった工事材料については、速やかに工事現場外へ搬出させて良品と交換させるとともに、不足数量については補充

させ、これらについて、再度、検査をしなければならない。

3 主管部長等は、監督員が工事材料の検査をする場合において特に必要があると認めるときは、監督員以外の職員を立会人に命じて検査に立ち合わせることができる。

4 監督員は、工事材料の検査をしたときは、工事材料検査調書（様式第30号）を作成しなければならない。

（工程管理）

第41条 監督員は、工程表と実際の工事の進捗状況を把握し、各工程間の施工に遅延又は手戻りが生ずるおそれがあると認めるときは、労務、資材及び機械の適切な配置を図るよう受注者又はその現場代理人に指示し、工事の促進を図らなければならない。

2 監督員は、前項の規定により受注者又はその現場代理人に指示した場合には、その旨を指示書により主管部長等に報告しなければならない。

（改造の指示）

第42条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合していないと認めるときは、受注者又はその現場代理人に対して指示書により改造を指示し、その旨を主管部長等に報告しなければならない。

（破壊検査）

第43条 監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、主管部長等の承認を得て破壊検査をすることができる。

（1）設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料を、その検査を受けることなく使用したとき。

（2）設計図書で監督員の立会いを受けて工事材料の調合又は工事の施工を行うべく定められているにもかかわらず、その立会いを受けないで調合又は工事の施工をしたとき。

（3）設計図書で工事材料又は工事の施工について見本又は工事写真等の記録を整備するよう定められているにもかかわらず、これを行わなかったとき。

（4）その他工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、破壊検査によらなければ工事の施工の適否を確認することができないとき。

（支給材料及び貸与品）

第44条 監督員は、工事に支障を来すことなく支給材料及び貸与品が受注者に引き渡されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 監督員は、支給材料及び貸与品について、その使用状況を常に把握しておくとともに、受注者に引き渡した支給材料及び貸与品については、受注者に善良な管理者の注意をも

って保管させなければならない。

3 監督員は、支給材料及び貸与品を引き渡すときは、領収書又は借用書を徴しなければならない。

4 監督員は、受注者に引き渡した支給材料及び貸与品が滅失し、又は毀損したときは、受注者に支給材料・貸与品事故報告書（様式第31号）を提出させ、直ちにその状況を調査し、監督票により主管部長等に報告しなければならない。

（条件変更等の措置）

第45条 監督員は、工事の施工に当たり、請負契約書第18条第1項各号に掲げる事実について、これを発見し、又は受注者から通知があったときは、直ちに調査を行い、その結果を主管部長等に報告し、その指示を受けて受注者に対し指示書により必要な指示をしなければならない。ただし、当該事実が軽易なものであるときは、直ちに受注者に対して指示書により必要な指示をし、その結果を主管部長等に報告することができる。

（臨機の措置）

第46条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に臨機の措置を講じらせる必要があると認めるときは、受注者又はその現場代理人に指示書により指示し、その顛末を主管部長等に報告しなければならない。

（第三者に及ぼす損害）

第47条 監督員は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼすような状況が生じたときは、速やかに受注者又はその現場代理人に指示書により指示し、主管部長等に当該状況を報告しなければならない。

（発生材の処理）

第48条 監督員は、工事の施工に伴い発生材が生じたときは、現場発生材報告書（様式第32号）により主管部長等に報告しなければならない。

（契約不履行）

第49条 監督員は、受注者に契約不履行のおそれがあると認めるときは、速やかに監督票により主管部長等に報告しなければならない。

（監督の記録）

第50条 監督員は、次に掲げる書類（受注者から提出を受けた書類を含む。）を整理して監督の経緯を明らかにしておかなければならない。

（1）契約の履行に関する事項を記載した書類

（2）工事実施状況の検査又は工事材料の見本検査及び立会い等の事項を記載した書類

（3）その他監督に関する書類

### 第3節 工事完成検査

(検査員の任命)

第51条 主管部長は、毎年度4月10日までに検査員を選出し、総務部長に報告しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により検査員の報告があったときは、検査員任命決議書(様式第33号)により決議し、当該検査員に検査員任命書(様式第34号)を交付しなければならない。

(完成検査要求)

第52条 主管部長は、その所掌に属する総務部契約工事について、受注者から請負契約書第31条第1項の規定による工事完成通知書の提出があったときは、その日から7日以内に、検査要求決議書(様式第35号)により決議し、検査要求書(様式第36号)に次に掲げる書類を添付して、総務部長に提出しなければならない。

- (1) 現場発生材報告書の写し
- (2) 完成写真
- (3) 工事完成通知書の写し
- (4) 建設工事成績表(様式第37号)
- (5) その他必要な書類

(完成検査員決定決議等)

第53条 総務部長は、前条の規定により検査要求書の提出があったときは、検査員決定決議書により検査員を決定し、検査員決定通知書により受注者に通知するとともに、検査員決定任命書を検査員に交付して検査を行わせなければならない。

2 主管課長は、各課契約工事について、受注者から請負契約書第31条第1項の規定による工事完成通知書の提出があったときは、検査員決定決議書により検査員を決定し、検査員決定通知書により受注者に通知するとともに、検査員決定任命書を検査員に交付して検査を行わせなければならない。

(検査員の決定の要件)

第54条 前条の規定による検査員には、次に掲げる検査を除き、当該工事の監督をした者を決定してはならない。

- (1) 特別の技術を要するため、他の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(検査の実施)

第55条 第53条の規定により検査員となった者は、工事完成通知書の提出があった日から14日以内に、受注者の立会いの上、検査を行わなければならない。

2 検査員は、検査を行ったときは、竣工検査調書及び建設工事成績表を作成し、決裁権者に復命しなければならない。

(工事完成検査結果通知等)

第56条 検査員は、工事について完成検査が完了したときは、検査結果報告書に竣工検査調書及び第52条の規定により送付を受けた書類を添付して、主管部長等に提出しなければならない。

2 主管部長等は、前項の規定により検査結果報告書の提出を受けたときは、速やかに検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。

3 主管部長は、その所掌に係る総務部契約工事について、第1項の規定により竣工検査調書の提出を受けたときは、その謄本を総務部長に送付しなければならない。

(中間検査)

第57条 主管部長は、その所掌に係る総務部契約工事について、工事施工の中途における検査の必要があると認めるときは、総務部長に対し中間検査を要求することができる。

2 総務部長は、前項の規定により中間検査の要求があったときは、検査員決定決議書により決議し、当該検査員に検査員決定任命書を交付しなければならない。

(検査の立会い)

第58条 検査員は、検査を行うときは、監督員を検査に立ち合わせなければならない。

ただし、主管部長等がやむを得ないと認めるときは、監督員以外の職員を立ち合わせるすることができる。

#### 第4節 契約の解除

(契約の解除)

第59条 決裁権者は、受注者が請負契約書第46条第1項各号又は第47条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約の債務の履行について契約不適合を保証する特約付きの公共工事履行保証証券により役務的保証を求めた場合を除き、建設工事請負契約解除通知書(様式第38号)により契約を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがある場合は、この限りでない。

(違約金等)

第60条 決裁権者は、前条の規定により契約を解除したときは、直ちに受注者から請負代金額の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。この場合において、契約保証金等の契約の保証を付しているときは、契約の保証の種類に応じて、契約保証

金等を違約金に充当する手続をとらなければならない。

(前払保証人への通知)

第61条 決裁権者は、契約を解除した工事について請負代金の前金払をしているときは、当該前払金についての保証人である保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の規定に基づく保証事業会社をいう。以下「保証事業会社」という。）に対し契約解除通知書（様式第39号）により契約を解除した旨の通知をしなければならない。

(出来形の確認)

第62条 主管部長等は、契約を解除した工事について、第30条第1項の規定に準じ、出来形検査員を任命し、受注者を現場に立ち会わせて上で、その出来形部分及び当該出来形部分に対する請負代金相当額を確認しなければならない。この場合において、当該工事について請負代金の前金払をしているときは、保証事業会社にも立会いを求めなければならない。

2 出来形検査員は、前項の出来形検査を行った場合において、受注者及び保証事業会社を立ち会わせるときは、工事出来形確認書（様式第40号）により確認を求めるものとする。

(前払保証金請求)

第63条 決裁権者は、前条第2項の規定により保証事業会社と出来形を確認し、保証を受けるべき部分があると認めるときは、直ちに保証金の請求をしなければならない。

(談合その他不正行為による契約の解除等)

第64条 決裁権者は、受注者が契約に関し請負契約書第53条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、建設工事請負契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、決裁権者が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 決裁権者は、前項の規定により契約を解除したときは、受注者から請負代金額の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。

3 前3条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

#### 第5節 工事完成履行請求

(履行請求)

第65条 決裁権者は、契約の債務の履行について契約不適合を保証する特約付きの公共工事履行保証証券により役務的保証を求めた場合で、受注者が建設工事請負契約書第46条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに保証人である保険会社に代替履行請求書兼債権譲渡承諾書（様式第41号）により工事完成の履行請求（以下「履行請求」

という。)をしなければならない。

2 決裁権者は、前項の履行請求をしたときは、受注者に対してその旨を代替履行請求書兼債権譲渡承諾通知書（様式第42号）により通知しなければならない。

3 前2項の履行請求及び通知は、配達証明郵便及び内容証明郵便によらなければならない。

（保証事業会社への通知）

第65条の2 決裁権者は、履行請求をした工事について、保証事業会社に対し、履行請求した旨を通知しなければならない。

（出来形の確認の立会い）

第66条 決裁権者は、履行請求後、保険会社から出来形の確認の立会いを求められたときは、これに応じなければならない。この場合において、当該工事について請負代金の前金払をしているときは、保証事業会社に立会いを求めるよう指示しなければならない。

（代替履行業者選定承認）

第67条 決裁権者は、履行請求した工事について、保険会社から代替履行業者選定報告書及び債権譲渡承認依頼書の提出があり、適当と認めたときは代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書（様式第43号）により承認の通知をするとともに、代替履行業者及び保険会社から代替履行承諾書の提出を求めなければならない。

（監督員の通知等）

第67条の2 主管部長等は、代替履行業者が決定したときは、代替履行業者に対し監督員の職氏名を監督員決定通知書により通知するとともに、代替履行業者から現場代理人及び主任・監理技術者等選任通知書を提出させなければならない。

### 第3章 直営工事

#### 第1節 施工手続

（起工決議）

第68条 主管部長等は、執行規則第3条の規定によりその所掌に属する直営工事（以下本章において単に「直営工事」という。）を施工しようとするときは、予算執行決議書に設計図書を添付して決議しなければならない。

（設計変更）

第69条 主管部長等は、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、予算執行変更決議書に設計図書を添付して決議しなければならない。

#### 第2節 監督

（監督員の任命）

第70条 主管部長等は、直営工事の施工を監督させるため監督員決定決議書により監督員を任命し、必要な書類を交付して監督に当たらせなければならない。

(作業状況の報告)

第71条 監督員は、直営工事の作業状況について、作業日報により主管課長に報告しなければならない。

(書類の整理)

第72条 監督員は、直営工事の施工に関する書類を整理し、工事の経緯を明らかにしておかなければならない。

#### 第4章 用地購入及び補償

(用地及び補償費執行決議等)

第73条 主管部長等は、用地補償を執行しようとするときは、用地補償執行決議書(様式第44号)に必要な書類を添付して、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(用地交渉員の任命)

第74条 主管部長等は、前条の規定により決裁権者の決裁を受けたときは、用地交渉員決定決議書(様式第45号)により2人以上の用地交渉員を任命し、用地交渉員決定任命書(様式第46号)に必要な書類を添付して、交付しなければならない。

(用地及び補償費執行の変更)

第75条 主管部長等は、用地補償について変更を要すると認めるときは、用地補償変更決議書(様式第47号)に必要な書類を添付して、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(用地及び補償契約決議等)

第76条 主管部長等は、用地補償について土地所有者及び関係人との交渉が成立したときは、用地補償契約決議書(様式第48号)により決議し、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(契約の履行確認)

第77条 主管部長等は、土地の所有権移転登記が完了したときは登記済証により、物件の移転が完了したときは現地確認によりその完了を確認し、検査調書を作成して決裁権者に報告しなければならない。

(台帳の整理)

第78条 主管課長は、用地の購入及び補償について、工事台帳を作成し、必要な事項を記載の上、整理しておかなければならない。

#### 第5章 設計業務等の委託



## 第1節 執行手続

(委託費執行決議及び委託費執行依頼)

第79条 主管部長は、その所掌に属する総務部契約委託を執行しようとするときは、予算執行決議書により決議の手続をとり、契約事務執行依頼書に次に掲げる書類を添付して総務部長に提出しなければならない。

- (1) 委託費起工設計書(様式第3号)又は委託費執行概要書(様式第3号の2)
- (2) 仕様書
- (3) 図面
- (4) 指名業者推薦書
- (5) その他必要な書類

2 主管課長は、各課契約委託を執行しようとするときは、予算執行決議書に設計図書(前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類をいう。以下本章において同じ。)を添付して委託費執行を決議しなければならない。

(入札執行決議)

第80条 総務部長は、前条第1項の規定により契約事務執行依頼書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、入札等執行決議書に設計図書を添付して、決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 主管課長は、各課契約委託を入札に付するときは、入札等執行決議書に設計図書を添付して、入札執行を決議しなければならない。

(入札に関する規定の準用)

第81条 第4条、第5条及び第7条から第14条までの規定は、設計業務等の委託について準用する。

(委託契約の締結)

第82条 総務部長は、総務部契約委託について契約の相手方が決定したときは、契約決議書により決議の手続をとり、5日以内に業務委託契約書により委託契約を締結しなければならない。

2 主管課長は、各課契約委託について契約の相手方が決定したときは、契約決議書により決議し、5日以内に業務委託契約書により委託契約を締結しなければならない。

(委託契約締結の通知等)

第83条 総務部長は、総務部契約委託について、委託契約を締結したときは、設計図書に入札を執行した書類及び契約決議書並びに業務委託契約書等を添付し、速やかに主管部長に送付しなければならない。

(設計変更決議)

第84条 主管部長は、総務部契約委託について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めるときは、速やかに予算執行変更決議書により決議の手续をとり、変更契約事務執行依頼書に委託費執行の際添付した設計図書の変更書類（以下本章において「変更設計図書」という。）を添付して、総務部長に提出しなければならない。

2 主管課長は、各課契約委託について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めるときは、速やかに委託費変更決議書により決議しなければならない。

(随意契約等執行決議)

第85条 総務部長は、前条第1項の規定により契約事務執行依頼書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、入札等執行決議書に設計変更図書を添付して、決裁権者の決裁を受けなければならない。この場合において、随意契約（見積合せ）の決議がなされたときは、受注者に通知し、これを執行しなければならない。

2 主管課長は、前条第2項の規定により、随意契約（見積合せ）を執行しようとするときは、入札等執行決議書に設計変更図書を添付して、決議しなければならない。この場合において、随意契約（見積合せ）の決議がなされたときは、前項後段の規定を準用する。

(変更委託契約の締結)

第86条 総務部長は、前条第1項の規定により、随意契約（見積合せ）の執行がなされ、受託者と協議が整ったときは、契約決議書により決議の手续をとり、業務委託変更契約書（以下「委託変更契約書」という。）により受託者と変更委託契約を締結しなければならない。

2 前項の規定は、各課契約委託について、前条第2項の規定により決議された入札等執行決議書に基づき受託者と協議が整ったときに準用する。

(変更委託契約締結の通知等)

第87条 総務部長は、総務部契約委託について、変更委託契約を締結したときは、変更設計図書に随意契約（見積合せ）を執行した書類及び契約決議書並びに業務委託変更契約書等を添付し、速やかに主管部長に送付しなければならない。

(委託業務の一時中止等)

第88条 主管部長等は、委託業務について、委託業務の一時中止又は一時中止の解除をしようとするときは、業務委託一時中止（解除）決議書（様式第49号）により決議するものとする。

2 主管部長等は、前項の規定により委託業務の一時中止又は一時中止の解除の決議をし

たときは、業務委託一時中止（解除）通知書（様式第12号）により受託者に通知するとともに、総務部契約委託については、業務委託一時中止（解除）報告書（様式第13号）により総務部長に報告しなければならない。

（履行期間の変更依頼）

第89条 主管部長は、その所掌に属する総務部契約委託について、履行期間の変更の必要があると認めるとき、又は受託者から履行期間の変更の申出があったときは、工期（履行期間）変更（依頼）決議書により決議の手段をとり、工期（履行期間）変更依頼書を総務部長に提出しなければならない。

（履行期間変更決議等）

第90条 総務部長は、総務部契約委託について、前条の規定により工期（履行期間）変更依頼書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、速やかに工期（履行期間）変更（依頼）決議書により決議の手段をとり、工期（履行期間）変更通知書により受託者に通知しなければならない。

2 主管課長は、各課契約委託について、履行期間の変更の必要があると認めるとき、又は受託者から履行期間の変更の申出があり、その必要があると認められるときは、工期（履行期間）変更（依頼）決議書により決議し、工期（履行期間）変更通知書により受託者に通知しなければならない。

（工事台帳）

第91条 主管課長は、工事台帳を作成し、必要な事項を記載の上、整理しておかなければならない。

## 第2節 監督

（監督員の任命）

第92条 主管部長等は、その所掌に属する契約委託について、第82条第2項の規定により委託契約を締結したとき、又は第83条の規定により委託契約締結の通知を受けたときは、委託ごとに監督員決定決議書により1人以上の監督員を任命し、当該監督員に監督員決定任命書を設計図書とともに交付しなければならない。

（監督員決定通知書）

第93条 主管部長等は、前条の規定により監督員を任命したときは、受託者に対し、速やかにその旨を監督員決定通知書により通知しなければならない。この場合において、2人以上の監督員にその権限を分担させたときは、当該通知書にそれぞれの監督員の有する権限の内容を記載しなければならない。

（監督員の職務）

第94条 監督員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 委託業務の履行についての受託者に対する必要な指示、承諾又は協議
- (2) 委託業務の処理状況の確認
- (3) 受託者に対する委託契約書の各条項及び関係法令等の遵守に関する指導及び監督
- (4) 各工程における成果物の内容の確認

2 監督員は、受託者に対して指示、承諾又は協議をするときは、指示（承諾）書により行わなければならない。この場合において、受託者の署名又は記名押印を徴しておかなければならない。

3 前項前段の規定に関わらず、協議等については受託者の作成する様式を用いることができるものとする。

4 監督員は、必要に応じ、受託者に業務に関する打合せ記録の整理を行わせ、提出させるものとする。

（監督の記録）

第95条 監督員は、監督に関する書類（受託者から提出を受けた書類を含む。）を整理して、監督の経緯を明らかにしておかなければならない。

### 第3節 検査

（検査員の決定）

第96条 主管部長等は、受託者から業務完了通知書が提出されたときはこれを受理し、検査員決定決議書により検査員を決定しなければならない。

（検査の実施）

第97条 前条の規定により検査員となった者は、受託者から業務完了の報告があった日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 検査員は、受託者又はその業務主任技術者の立会いの上、成果物を検査しなければならない。

3 検査員は、検査を行ったときは、検査調書を作成し、決裁権者に復命しなければならない。

（検査結果の通知等）

第98条 検査員は、前条の検査が完了したときは、速やかに検査結果報告書に検査調書を添付して、主管部長等に提出しなければならない。

2 主管部長等は、前項の規定により検査結果報告書の提出を受けたときは、速やかに検査結果通知書により受託者に通知しなければならない。

## 第4節 契約の解除

### (契約の解除)

第99条 決裁権者は、当該委託契約に関し受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託契約解除通知書（様式第49号）により契約を解除するものとする。ただし、履行期限経過後相当の期間内に完成する見込みがある場合は、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 設計等業務委託において業務主任技術者を配置しなかったとき。

(4) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 契約書に定められた解除権によらないで契約の解除を申し出たとき。

### (違約金等)

第100条 決裁権者は、前条の規定により契約を解除したときは、直ちに受託者から契約代金額の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。この場合において、契約保証金等の契約の保証を付しているときは、契約の保証の種類に応じて、契約保証金等を違約金に充当する手続をとらなければならない。

### (前払保証人への通知)

第101条 決裁権者は、契約を解除した業務委託について契約代金の前金払をしているときは、当該前払金についての保証人である保証事業会社に対し契約解除通知書（様式第50号）により契約を解除した旨の通知をしなければならない。

### (履行部分の確認)

第102条 主管部長等は、契約を解除した委託について、受託者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、第94条の規定に準じ、受託者を現場に立ち会わせた上で、その履行部分及び当該履行部分に対する契約代金相当額を確認しなければならない。この場合において、当該委託について契約代金の前金払をしているときは、保証事業会社にも立会いを求めなければならない。

2 検査員は、前項の確認を行った場合において、受託者及び保証事業会社を立ち会わせたときは、業務委託履行部分確認書（様式第51号）により確認を求めるものとする。

### (前払保証金請求)

第103条 決裁権者は、前条第2項の規定により保証事業会社と履行部分を確認し、保証を受けるべき部分があると認めたときは、直ちに保証金の請求をしなければならない。

(談合その他不正行為による契約の解除等)

第104条 決裁権者は、受託者が委託契約に関し次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、決裁権者が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、当該契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受注者等が、当該契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 決裁権者は、前項の規定により委託契約を解除したときは、受託者から契約代金額の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。

3 前3条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

付 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月30日訓令第29号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年11月1日訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に旧訓令によってなされた行為は、新訓令の相当規定によってなされたものとみなす。

付 則 (平成14年4月18日訓令第11号)

この訓令は、平成14年5月1日から施行する。

付 則 (平成15年9月30日訓令第12号)

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

付 則 (平成17年6月29日訓令第17号)

この訓令は、平成17年6月29日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に旧訓令によってなされた行為は、なお従前の例による。

付 則 (平成19年2月5日訓令第14号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月10日訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月13日訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第17号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月20日訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行し、改正後の様式第4号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成 29 年 7 月 14 日訓令第 12 号）

この訓令は、平成 29 年 7 月 14 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 6 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 25 日訓令第 6 号）

1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正前の結城市建設工事等執行手続及び監督規程の一部を改正する訓令に基づいて作成された様式用の紙は、なお当分の間、使用することができる。

付 則（令和 4 年 2 月 9 日訓令第 3 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際に現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際に現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 4 年 11 月 10 日訓令第 18 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（令和 5 年 1 月 12 日訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 1 月 4 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

#### 最低制限価格算出方法

（直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68）×無作為（ランダム）係数

ただし、最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

無作為（ランダム）係数とは、紙入札においては、パソコンにより乱数を使用して無作為に算出される「0.9950」から「1.0050」（小数点以下第4位まで算出）ま



での数値又は抽選棒によるくじ引により、表1を用いて決定する数値をいい、電子入札においては、当該案件に係る予定価格（円単位）と入札参加者が電子入札システムにより提出した入札書の受信時刻を数値化した数（受信時刻を24時間制で表記し、時間単位を表す数に100を乗じて得た数に分単位を表す数を加えた数）の総和を算出し、101で除した余りを基に表2を用いて決定する数値をいう（電子入札において紙入札に変更した入札参加者の入札書の提出時刻は無作為（ランダム）係数の決定に用いない。）。

無作為（ランダム）係数表

表1

第2くじ \ 第1くじ	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
0	0.9 95 0	0.9 95 1	0.9 95 2	0.9 95 3	0.9 95 4	0.9 95 5	0.9 95 6	0.9 95 7	0.9 95 8	0.9 95 9	
1	0.9 96 0	0.9 96 1	0.9 96 2	0.9 96 3	0.9 96 4	0.9 96 5	0.9 96 6	0.9 96 7	0.9 96 8	0.9 96 9	
2	0.9 97 0	0.9 97 1	0.9 97 2	0.9 97 3	0.9 97 4	0.9 97 5	0.9 97 6	0.9 97 7	0.9 97 8	0.9 97 9	
3	0.9 98 0	0.9 98 1	0.9 98 2	0.9 98 3	0.9 98 4	0.9 98 5	0.9 98 6	0.9 98 7	0.9 98 8	0.9 98 9	
4	0.9 99 0	0.9 99 1	0.9 99 2	0.9 99 3	0.9 99 4	0.9 99 5	0.9 99 6	0.9 99 7	0.9 99 8	0.9 99 9	
5	1.0 00 0	1.0 00 1	1.0 00 2	1.0 00 3	1.0 00 4	1.0 00 5	1.0 00 6	1.0 00 7	1.0 00 8	1.0 00 9	
6	1.0 01 0	1.0 01 1	1.0 01 2	1.0 01 3	1.0 01 4	1.0 01 5	1.0 01 6	1.0 01 7	1.0 01 8	1.0 01 9	

7	1.0 02 0	1.0 02 1	1.0 02 2	1.0 02 3	1.0 02 4	1.0 02 5	1.0 02 6	1.0 02 7	1.0 02 8	1.0 02 9	
8	1.0 03 0	1.0 03 1	1.0 03 2	1.0 03 3	1.0 03 4	1.0 03 5	1.0 03 6	1.0 03 7	1.0 03 8	1.0 03 9	
9	1.0 04 0	1.0 04 1	1.0 04 2	1.0 04 3	1.0 04 4	1.0 04 5	1.0 04 6	1.0 04 7	1.0 04 8	1.0 04 9	1.0 05 0

表 2

余り	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
ランダム係 数	0.9 95 0	0.9 95 1	0.9 95 2	0.9 95 3	0.9 95 4	0.9 95 5	0.9 95 6	0.9 95 7	0.9 95 8	0.9 95 9	
余り	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
ランダム係 数	0.9 96 0	0.9 96 1	0.9 96 2	0.9 96 3	0.9 96 4	0.9 96 5	0.9 96 6	0.9 96 7	0.9 96 8	0.9 96 9	
余り	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
ランダム係 数	0.9 97 0	0.9 97 1	0.9 97 2	0.9 97 3	0.9 97 4	0.9 97 5	0.9 97 6	0.9 97 7	0.9 97 8	0.9 97 9	
余り	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
ランダム係 数	0.9 98 0	0.9 98 1	0.9 98 2	0.9 98 3	0.9 98 4	0.9 98 5	0.9 98 6	0.9 98 7	0.9 98 8	0.9 98 9	
余り	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
ランダム係 数	0.9 99 0	0.9 99 1	0.9 99 2	0.9 99 3	0.9 99 4	0.9 99 5	0.9 99 6	0.9 99 7	0.9 99 8	0.9 99 9	
余り	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	

ランダム係 数	1.0 00 0	1.0 00 1	1.0 00 2	1.0 00 3	1.0 00 4	1.0 00 5	1.0 00 6	1.0 00 7	1.0 00 8	1.0 00 9	
余り	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
ランダム係 数	1.0 01 0	1.0 01 1	1.0 01 2	1.0 01 3	1.0 01 4	1.0 01 5	1.0 01 6	1.0 01 7	1.0 01 8	1.0 01 9	
余り	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	
ランダム係 数	1.0 02 0	1.0 02 1	1.0 02 2	1.0 02 3	1.0 02 4	1.0 02 5	1.0 02 6	1.0 02 7	1.0 02 8	1.0 02 9	
余り	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	
ランダム係 数	1.0 03 0	1.0 03 1	1.0 03 2	1.0 03 3	1.0 03 4	1.0 03 5	1.0 03 6	1.0 03 7	1.0 03 8	1.0 03 9	
余り	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	10 0
ランダム係 数	1.0 04 0	1.0 04 1	1.0 04 2	1.0 04 3	1.0 04 4	1.0 04 5	1.0 04 6	1.0 04 7	1.0 04 8	1.0 04 9	1.0 05 0

様式第1号（第3条、第68条、第79条関係）

予算執行決議書

起案日	年 月 日	案件番号		起案者	所属		
決裁日	年 月 日	決裁区分			職氏名		
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員
会計		財 政 課					
一般会計	企画財務部長	次長	課長	課長補佐	財政係長	係員	
予算区分							
現年度							
業 種							
件 名							
場 所							
工 期 (履行期間)							
議会の議決							
契約内容	別紙の設計概要書のとおり						
契約方法							
予算科目	款						
	項						
	目						
	事業						
	節						
	細節						
	摘要						
予算現額							
予算残額							
起工額・執行伺額							
建設リサイクル法							
契約保証							

様式第2号（第3条、第79条関係）

### 契約事務執行依頼書

総務部長 様		年 月 日	
		部長	
件名			
場所			
工期 (履行期間)			
契約内容	別紙の設計概要書のとおり		
契約方法			
予算科目	款		
	項		
	目		
	事業		
	節		
	細節		
	摘要		
予算現額			
予算残額			
起工額・執行伺額			
建設リサイクル法			
契約保証			

様式第2号の2（第17条、第84条関係）

変更契約事務執行依頼書

総務部長 様		年 月 日	
		部長	
件名			
場所			
原契約日			
変更前工期 (履行期間)			
変更日数	日間 延長・短縮	前回変更日数	
変更予定工期 (履行期間)			
受注者			
契約方法			
予算科目	款		
	項		
	目		
	事業		
	節		
	細節		
	摘要		
予算現額A		予算残額B	
契約済額C		今回差引増△減額 D(E-C)	
今回変更額C E(C+D)		変更後予算残額 F(B-D)	
建設リサイクル法			

様式第3号（第3条、第79条関係）

年度	市長		副市長		部長		次長		課長		補佐		係長		審査		設計者	
第 号										工事起工 委託第 回変更		設計書						
場 所																		
設計概要											施工方法等		直営・請負・用地・委託					
											工期又は履行期間		年 月 日から		日間			
													年 月 日まで					
											延期・中止		年 月 日から		日間			
													年 月 日まで					
											起工年月日		年 月 日					
											完了年月日		年 月 日					
										履行期限		年 月 日						
										受注者又は受託者								
変更理由																		
費 目	起 工	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	増	△	減												
起 工 額																		
請負に対する額																		
工 事 価 格																		
測 量 試 験 費 又は工事雑費																		
用 地 及 び 補 償 費																		
消 費 税 相 当 額																		
請 負 決 定 額																		
(変更請負額算定基準) 変更工事価格＝変更積算工事価格×請負比率(起工時の請負決定額÷起工時の請負に対する額)																		

様式第3号の2 (第3条、第79条関係)

工事起工概要書

市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	設計者			
執行年度		年度								
工事名		起工 設計書								
工事場所 又は履行場所										
施工方法		原契約年月日			年 月 日					
工期 又は履行期間		年 月 日から			年 月 日まで			日間		
受注者										
費目	起工	第 回変更	増減 (△)	変更請負に付する工事価格 ＝変更積算工事価格×請負比率						
起工額				請負比率： $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め)						
請負(委託)に付する額										
工事価格				変更積算工事価格 円						
測量試験費 又は工事雑費				請負比率						
消費税及び地方消費税相当額				変更工事価格 円						
請負(委託)決定額										
工事概要										
内容	規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3	
変更理由										



指名業者推薦書(伺)

年 月 日 承認(報告)		市長	委員長	政策監	総務部長	企画財務部長	市民生活部長	保健福祉部長	経済環境部長	都市建設部長	教育部長	契約管財課長		
市長報告	市長	選考委員会 決 裁												
	件名													
	場所					工事等級								
	金額													
工期 履行期間	～	年 月 日						理 由						
業 者 名	格付 等級	所在地	一般件 数	指名 件数	受注 件数	手持 件数	技術者数	総社員数	不誠実な行為がなく信用状態がよい	市工事に(委託)等で成績優良	現場近くに他の工事等施工	現場近くに営業所等がある	技術力が工事(委託)等の内容に適している	その他(具体的に理由を記載する)
特記事項														

様式第5号（第5条関係）

指名業者選考通知書

年 月 日

様

結城市入札参加業者選考委員会

委員長 \_\_\_\_\_

工事名又は委託名等

指名決定業者

業者名	所在地	摘要

様式第6号（第6条、第18条、第80条、第85条関係）

入札等執行決議書

起案日	年 月 日	案件番号		起案者	所属			
決裁日	年 月 日	決裁区分		職氏名				
市長	副市長	部長	次長		課長	課長補佐	係長	課員
業 種				契約の種類				
件 名								
場 所								
工 期 (履行期間)								
通知書配付の 日時、場所	年 月 日 時 分より						場所：	
閲覧の期間、場所	年 月 日 時 分より						場所：	
入札の日時、場所	年 月 日 時 分より						場所：	
入札保証金								
予定価格 (公表価格)			※消費税を含まない額とする。 ※公表しないとき（随意契約等）は、記載しない。					
最低制限価格								
前払金				中間前払金				
建設リサイクル法該当								
指名業者名								
1				6				
2				7				
3				8				
4				9				
5				10				

様式第6号の2（第7条関係）

## 予 定 価 格 書

年 月 日 執行

件 名	
-----	--

予 定 価 格												円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

入 札 書 比 較 価 格 (税抜)												円
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

最低制限基本価格 (税抜)												円
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

年 月 日 決定

長 印

第1くじ	
------	--

第2くじ	
------	--

無作為 (ランダム) 係数	
---------------------	--

最 低 制 限 価 格 ( 税 抜 )												円
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

立会人 印

御中

結城市長

## 指名競争入札通知書

このことについて、下記のとおり指名競争入札の参加者として指名したので通知します。

### 記

- 1 件 名
- 2 場 所
- 3 工 期  
（履行期間）
- 4 入札（見積合せ）  
日 時
- 5 入札（見積合せ）  
場 所
- 6 設 計 図 書  
閲覧期間・場所
- 7 入 札 保 証 金
- 8 契 約 保 証 金
- 9 予定価格（税抜）
- 10 最低制限価格
- 11 前 払 金
- 12 中 間 前 払 金
- 13 建設リサイクル法該当
- 14 所 管 課
- 15 そ の 他

通知書配付の日から入札日の前日まで

### 8 契 約 保 証 金

※消費税を含まない額とする。  
※公表しないとき（随意契約等）は、記載しない。

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に際しては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、結城市建設工事執行規則（昭和50年結城市規則第9号）、結城市契約規則（平成17年結城市規則第38号）の関係各条を遵守すること。
- 3 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出すること。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 建設工事の入札書提出に際しては、工事費内訳書を提出すること。

入札書取書

件名						
場所						
入札日時	年月日		時分			
入札場所						
執行者職氏名	印					
立会人職氏名	印					
作成者職氏名	印					
落札業者名						
落札金額	¥					
予定価格	¥	最低制限基本価格		¥		
ランダム係数			最低制限価格		¥	
業者名	入札第1回		入札第2回		見積第1回	見積第2回
	金額	順	金額	順	金額	金額

※金額には消費税及び地方消費税は含まれていない。

様式第9号（第15条、第20条、第82条、第86条関係）

契約決議書

起案日	年 月 日	案件番号		起案者	所属		
決裁日	年 月 日	決裁区分			職氏名		
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	課員
会計		契約管財課					
一般会計	総務部長	次長	契約管財課長	課長補佐	契約管財係長	課員	
予算区分							
現年度							
業 種				契約の種類			
件 名							
場 所							
受注者							
工 期 (履行期間)	年 月 日から			日 間			
	年 月 日まで						
契約金額	うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額						
議会の議決							
契約の内容	別添「契約書」のとおり						
予算科目	款						
	項						
	目						
	事業						
	節						
	細節						
	摘要						
建設リサイクル法							
契約保証							

様式第10号(第17条、第69条、第84条関係)

予算執行変更決議書

起案日	年 月 日	案件番号		起案者	所属		
決裁日	年 月 日	決裁区分		職氏名			
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	課員
会計		財 政 課					
一般会計	企画財務部長	次長	課長	課長補佐	財政係長	課員	
予算区分							
現年度							
業 種							
件 名							
場 所							
原契約日							
変更前工期 (履行期間)							
変更日数				前回変更日数			
変更予定工期 (履行期間)							
受注者							
議会の議決							
契約方法							
予算科目	款						
	項						
	目						
	事業						
	節						
	細節						
	摘要						
予算現額A				予算残額B			
契約済額C				今回差引増△減額 D(E-C)			
今回変更額 E(C+D)				変更後予算残額 F(B-D)			
変更理由							
建設リサイクル法							
契約保証							



様式第11号(第22条、第88条関係)

工事施工  
一時中止(解除)決議書  
業務委託

決 裁 区 分	年 月 日 起案	起案者 職氏名	課
A. B. C. D	年 月 日 決裁		
(合議、決裁) 市 長 副市長 部 長 次 長 課 長 補 佐 係 長 課 員			
工 事 名 又 は 委 託 名 等			
場 所			
原 契 約	年 月 日		
変更前工期又は 履 行 期 間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで		
前回までの中止	回 日間		
一時中止期間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで		
受 注 者 又 は 受 託 者			
変 更 理 由			

様式第12号(第22条、第88条関係)

工事施工  
一時中止(解除)通知書  
業務委託

年 月 日	
様  結城市長	
工事名又は 委託名等	
場 所	
原 契 約	年 月 日
工 期 又 は 履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
前回までの中止	回 日間
一時中止予定期間 (一時中止した期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
理 由	

様式第13号(第22条、第88条関係)

工事施工  
一時中止(解除)報告書  
業務委託

年 月 日	
総務部長 様 結城市長	
工事名又は 委託名等	
場 所	
原 契 約	年 月 日
工 期 又 は 履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
前回までの中止	回 日間
一時中止予定期間 (一時中止した期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
受注者又は 受 託 者	
理 由	

様式第14号（第23条、第24条、第89条、第90条関係）

工期（履行期間）変更（依頼）決議書

起案日	年 月 日	案件番号		起案者	所属			
決裁日	年 月 日	決裁区分		職氏名				
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	課員	
件名								
場所								
原契約日								
変更前工期 (履行期間)	年 月 日から	日間					年 月 日まで	
前回までの変更	回	日間	延長・短縮					
変更日数	日間	延長・短縮						
変更予定工期 (履行期間)	年 月 日から	日間					年 月 日まで	
受注者								
議会の議決								
変更理由								

様式第15号(第23条、第89条関係)

工期(履行期間)変更依頼書

総務部長 様		年 月 日
		部長
件名		
場所		
原契約日		
変更前工期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで	日間
前回までの変更	回 日間	延長・短縮
変更日数	日間	延長・短縮
変更予定工期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで	日間
受注者		
変更理由		

様式第16号(第25条、第90条関係)

工期（履行期間）変更通知書

年 月 日

様

結城市長  
(公印省略)

件 名	
場 所	
契 約 年 月 日	
契 約 金 額	
変 更 前 工 期 ( 履 行 期 間 )	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
前 回 ま だ の 変 更	回 日間 延長・短縮
変 更 日 数	日間 延長・短縮
変 更 予 定 工 期 ( 履 行 期 間 )	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
変 更 理 由	

工 事 台 帳

新規・継続	市単・(国・県・他)補	年 月 日認可	区 分	当 初	変 更			
					第 1 回	第 2 回	第 3 回	
工事名等			契約年月日					
場 所								
受 注 者			工 期	自 至	自 至	自 至	自 至	
契約保証金				日間	日間	日間	日間	
施 工 別	請 負 ・ 直 営 ・ 用 補 ・ 委 託							
契約の方法			変 更 理 由					
監 督 員 (用地交渉員) 職 氏 名								
完成年月日		届出年月日	実施設計	円	円	円	円	
検 査	年 月 日		内	本工事費	円	円	円	
	検査員職氏名			付帯工事費	円	円	円	
				測量及び試験費	円	円	円	
	立会人職氏名			用地及び補償費	円	円	円	
	工事成績			営繕費	円	円	円	
区 分	第 1 回	第 2 回	第 3 回	工 雑	円	円	円	
工 事 施 工 (業務委託) 一 時 中 止	月 日 日間	月 日 日間	月 日 日間	請負に付する額	円	円	円	
	月 日 日間	月 日 日間	月 日 日間	請負決定額	円	円	円	
工 期 (履行期間) 延 長 ・ 短 縮	月 日 日間	月 日 日間	月 日 日間	工 事 概 要				
	月 日 日間	月 日 日間	月 日 日間					
他事業との関連	工 事 継 続 状 況			精 算 内 訳 款 項 目				
	年度から継続	本年完成	年度完成見込	年 月 日	摘要	請負(変更)額	支 払 額	備 考
備考						円	円	
						円	円	
						円	円	
						円	円	
						円	円	

様式第18号(第28条関係)

年 月 日

結城市長 様

受注者住所  
氏名 印

債権譲渡承諾申請書

この度、契約の履行によって生ずる債権を下記のとおり譲渡したいので、ご承諾くださるよう申請いたします。

記

工 事 名 等	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日～ 年 月 日
請 負 代 金 額	円
受 領 済 額	円
債 権 譲 渡 す る 請 負 代 金 額	円
債権譲渡する理由	
債 権 譲 渡 先	



様式第19号(第28条関係)

債権譲渡承諾の条件

- 1 債権譲渡後に、債権譲渡人と債務者との契約変更に伴い請負代金が増加した場合は、当該増加した請負代金相当額は、当然に債権譲受人に債権譲渡されたものとみなす。
- 2 債権譲受人の債務者に対する請求に対し、次の場合には、当該額に相当する額の支払を拒絶することができるものとする。
  - (1) 債権譲渡後に、債務者が当該工事に関して債権譲渡人に対する債権を取得した場合は、当該債権額
  - (2) 債権譲渡後に、債権譲渡人と債務者との契約変更又は契約解除に伴い請負代金が減少した場合は、当該減少した請負代金の額
- 3 債権譲渡人は、債権譲渡契約を締結する場合は、前2項の内容を規定しなければならない。

当該契約中に当該規定がない場合には債権譲渡の効力はないものとする。

上記申請のとおり債権譲渡を承諾します。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名 印

様式第20号(第30条関係)

出来形検査願

年 月 日

結城市長 様

受注者 住所

氏名

工 事 名 等	
場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
請 負 代 金 額	円
備 考	

検査員決定(変更)決議書

起案日	年	月	日	案件番号		起案者	所属		
決裁日	年	月	日	決裁区分			職氏名		
部長	次長	課長	課長補佐	係長	課員				
件名									
場所									
受注者									
契約年月日									
工期 (履行期間)	年	月	日	から	年	月	日	まで	日間
契約金額									
完成年月日									
完成届出 年月日									
検査予定日									
検査の種類	<input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 出来形検査 <input type="checkbox"/> その他								
検査員	職氏名								
	職氏名								
立会人	職氏名								
備考									

様式第22号(第30条、第53条関係)

検査員決定(変更)任命書

年 月 日

職氏名 様

結城市長  
(公印省略)

件名	
場所	
受注者	
契約年月日	
工期 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
契約金額	
検査の種類	<input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 出来形検査 <input type="checkbox"/> その他
備考	

様式第23号(第30条関係)

検査員決定(変更)通知書

年 月 日

様

結城市長  
(公印省略)

検査員職氏名	
件 名	
場 所	
契 約 年 月 日	
工 期 ( 履 行 期 間 )	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
契 約 金 額	
検 査 予 定 年 月 日	
検査の種類	( ) 完成検査 ( ) 中間検査 ( ) 出来形検査 ( ) その他
備 考	

様式第24号(第56条、第98条関係)

検査結果通知書

年 月 日

様

結城市長

件 名	
場 所	
契 約 年 月 日	
工 期 ( 履 行 期 間 )	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
契 約 金 額	
検査の種類	( ) 完成検査 ( ) 中間検査 ( ) 出来形検査 ( ) その他
検 査 年 月 日	
検 査 結 果	
検査員職氏名	
立 会 人 職 氏 名	
備 考	

様式第25号(第56条、第98条関係)

検査結果報告書

年 月 日

様

検査員職氏名  
検査員職氏名

件 名	
場 所	
契 約 年 月 日	
工 期 ( 履 行 期 間 )	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
契 約 金 額	
検査の種類	( ) 完成検査 ( ) 中間検査 ( ) 出来形検査 ( ) その他
検 査 年 月 日	
検 査 結 果	
監督員職氏名	
立 会 人 職 氏 名	
備 考	

様式第26号(第31条、第92条関係)

監督員決定（変更）決議書

起案日	年	月	日	案件番号		起案者	所属		
決裁日	年	月	日	決裁区分			職氏名		
部長	次長	課長	課長補佐	係長	課員				
監督員	職氏名								
	職氏名								
監督員の有する権限の内容	当該契約書の規定に基づく権限								
件名									
場所									
受注者									
契約年月日									
工期 (履行期間)	年	月	日	から	年	月	日	まで	日間
契約金額									
備考									



様式第27号(第31条、第92条関係)

監督員決定(変更)任命書

年 月 日

様

結城市長  
(公印省略)

監督員の有する 権限の内容	当該契約書の規定に基づく権限
件名	
場所	
受注者	
契約年月日	
工期 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
契約金額	
備考	

様式第28号(第32条、第93条関係)

監督員決定(変更)通知書

年 月 日

様

結城市長

監督員の有する 権限の内容	当該契約書の規定に基づく権限
件名	
場所	
受注者	
契約年月日	
工期 (履行期間)	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
契約金額	
備考	

様式第29号(第34条関係)  
(その1)

監督票・指示(承諾)書

(合議、決裁)  
市長 副市長 部長 次長 課長 補佐 係長 監督員

年 月 日

受注者		工事名		現場代理人	
監督事項				処理顛末	
指示事項					
承諾事項					

(その2)

監督票・指示(承諾)書

年 月 日

様	工事名		監督員	
監督事項				処理順末
指示事項				
承諾事項				

様式第30号 (第40条関係)  
(その1)

工 事 材 料 検 査 調 書

工事名等					場 所					
受 注 者					工 期	年	月	日から	日間	
						年	月	日まで		
設 計				検 査						
名 称	形 状 寸 法 質 品	数 量	単 位	回 分	1	2	3	4	5	
				月 日						
				形 状 寸 法 質 品						
				数 量						
				累 計 数 量						
				監 督 員 人						
				立 会						
				月 日						
				形 状 寸 法 質 品						
				数 量						
				累 計 数 量						
				監 督 員 人						
				立 会						

(その2)

設		計		検 査					
名 称	形 状 寸 法 質	数 量	単 位	区 分	1	2	3	4	5
				月 日					
				形 状					
				寸 法					
				品 質					
				数 量					
				累 計 数 量					
				監 督 員 人					
				立 会					
				月 日					
				形 状					
				寸 法					
				品 質					
				数 量					
				累 計 数 量					
				監 督 員 人					
				立 会					

様式第31号(第44条関係)

支給材料・貸与品事故報告書

年 月 日

結城市長 様

受注者 住 所  
氏 名

工 事 名 等					
場 所					
事 故 日 時	年 月 日( )午 <sup>前</sup> 後 時 分頃				
事 故 の 場 所					
品 名	形 状 寸 法	員 数	単 位	内 容	
損 失(毀 損) の 顛 末					

様式第32号(第48条関係)

現場発生材報告書

年 月 日

部長 次長 課長 補佐 係長 課員

監督員 職氏名

工 事 名 等				
場 所				
保 管 場 所				
名 称	形 状 寸 法	数 量	单 位	摘 要



様式第33号（第51条関係）

検査員任命決議書

決裁区分	年 月 日 起案	起案者 職氏名	課		
C	年 月 日 決裁				
<p>(決裁)</p> <p>部長 次長 課長 補佐 係長 課員</p> <p>結城市建設工事等施行手続及び監督規程第51条第2項の規定により下記の者を 年度検査員に任命してよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
部	課	名	職	氏	名

様式第34号（第51条関係）

検 査 員 任 命 書

職 氏 名

結城市建設工事等施行手続及び監督規程第51条第2項の規定により、年度  
検査員に任命する。

年 月 日

結城市長

様式第35号(第52条関係)

### 検査要求決議書

起案日	年	月	日	案件番号		起案者	所属			
決裁日	年	月	日	決裁区分			職氏名			
部長	次長	課長	課長補佐	係長	課員					
件名										
場所										
受注者										
契約年月日	年	月	日							
工期 (履行期間)	年	月	日	から	年	月	日	まで	日間	
契約金額										
完成年月日	年	月	日							
完成届出 年月日	年	月	日							
備考										

様式第36号(第52条関係)

検査要求書

総務部長 様		年 月 日
		〇〇部長
件 名		
場 所		
契約金額		
受注者		
契約年月日	年 月 日	
工期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで	日間
完成年月日		
完成届出年月日		
備考		

様式第37号 (第52条関係)

取扱注意	建設工事成績表	課(所)
------	---------	------

工事番号		検査年月日	年 月 日
工事名		検査員	
工事場所	-----	検査員	
		立会人	
受注者		監督員	
契約工期	年 月 日～ 年 月 日	監督員	
契約金額	円	工事成績	/100点

採点表

考 査 項 目		採 点 者 区 分										小 計
		監 督 員					検 査 員					
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
A 施工体制	① 現場組織及び受注者の施工能力	4	3.5	3	2	1						点
	② 現場代理人の技術力・統率力	4	3.5	3	2	1						
B 現場管理	① 工程管理	4	3.5	3	2	1	6	5	4	2	1	点
	② 現場周辺対策及び地元渉外対策	5	4.5	3	2	1						
	③ 現場内管理及び施工管理	5	4.5	3	2	1						
	④ 安全管理及び安全対策等	5	4.5	3	2	1	6	5	4	2	1	
	⑤ 関係法令等の遵守	4	3.5	3	2	1	6	5	4	2	1	
C 出来形及び品質	① 出来形及び出来形管理	5	4.5	4	3	1	10	9	7	5	3	点
	② 品質及び品質管理	5	4.5	4	3	1	10	9	7	5	3	
	③ 関係資料の作成整理	4	3.5	3	2	1	10	9	7	5	3	
D 出来映え	① 出来映え・機能難易度						7	6	5	4	3	点
E 採点表		/45点					/55点					合計 /100点

様式第38号(第59条、第64条関係)

建設工事請負契約解除通知書

- 1 工事名
- 2 工事場所 結城市大字
- 3 工期 年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 請負代金額 円
- 5 契約を解除する部分 出来形検査合格部分を除く全部

年 月 日に契約を締結した上記の工事については、建設工事請負契約書第 条第 項の規定に基づき契約を解除します。

年 月 日

様

発注者 住所  
氏名

様式第39号（第61条関係）

年 月 日 号

様

委託者 住所  
氏名 印

契 約 解 除 通 知 書

貴社の前払保証（ 年 月 日付け契約番号 ）に係る受注者 は、  
建設工事請負契約書第 条第 項第 号に該当すると認めたので、別紙のとおり 年  
月 日付けをもって建設工事請負契約を解除したので、前払金保証約款第6条第1  
項の規定により通知します。





様式第41号(第65条関係)

号  
年 月 日

様

発注者 住所  
氏名 印

代替履行請求書兼債権譲渡承諾書

下記2の工事に関し、受注者 が建設工事請負契約書第 条第 項第 号に該当すると認めたので、同請負契約書第 条第 項の規定に基づき、公共工事履行保証証券の保証人である貴社に、履行保証証券の規定に従って代替履行業者を選定し、当該工事を完成するよう請求します。

本書による代替履行請求をもって、受注者と保証人との間で締結された保証委託契約に基づく受注者の下記3の請負代金債権の譲渡は、これを承諾します。

なお、受注者に対しても貴社に代替履行業者を選定し当該工事を完成させるよう請求したこと及び請負代金債権の譲渡を承諾した旨を通知したので、通知します。

記

- 1 公共工事履行保証証券番号
- 2 代替履行請求工事
  - (1) 工事名
  - (2) 工事場所
  - (3) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
  - (4) 請負代金 円
  - (5) 契約年月日 年 月 日
- 3 請負代金債権の額 円
  - 内訳
  - (1) 請負代金債権の額 = (2) - ((3) + (4) + (5))
  - (2) 請負代金額 円
  - (3) 前払金額 円
  - (4) 部分払金額 円
  - (5) 部分引渡しに係る請負代金額 円

様式第42号（第65条関係）

号  
年 月 日

様

発注者 住所  
氏名 印

代替履行請求書兼債権譲渡承諾通知書

下記2の工事に関し、あなたが建設工事請負契約書第 条第 項第 号に該当すると認めたので、同請負契約書第 条第 項の規定に基づき、公共工事履行保証証券の保証人に対し、履行保証証券の規定に従って代替履行業者を選定し、当該工事を完成するよう請求したので、通知します。

なお、あなたと保証人との間で締結された保証委託契約に基づくあなたの下記2の請負契約に関する下記3の請負代金債権の譲渡を承諾したことをあわせて通知します。

記

- 1 公共工事履行保証証券番号
- 2 代替履行請求工事
  - (1) 工事名 第 号
  - (2) 工事場所
  - (3) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
  - (4) 請負代金 円
  - (5) 契約年月日 年 月 日
- 3 請負代金債権の額 円
  - 内訳
  - (1) 請負代金債権の額 = (2) - ((3) + (4) + (5))
  - (2) 請負代金額 円
  - (3) 前払金額 円
  - (4) 部分払金額 円
  - (5) 部分引渡しに係る請負代金額 円

様式第43号(第67条関係)

号  
年 月 日

様

発注者 住所  
氏名 印

代替履行业者選定承認書兼債権譲渡承諾書

年 月 日付け代替履行业者選定報告書及び債権譲渡承認依頼書の下記1の業者を代替履行业者として承認するとともに、当該代替履行业者に対して、原契約に従い下記3の工事を完成するよう請求します。

保証人及び代替履行业者は、年 月 日までに履行承諾書を提出することとし、その提出日をもって、建設工事請負契約書第 条第 項の規定により、下記2の受注者の権利義務は下記1の代替履行业者に承継されるものとする。

保証人が下記2の受注者から譲渡を受けた下記4の請負代金債権を下記1の代替履行业者に譲渡することについては、これを承諾します。

記

- 1 代替履行业者 住所  
氏名
  - 2 原契約の受注者 住所  
氏名
  - 3 代替履行請求工事
    - (1) 工事名 第 号
    - (2) 工事場所
    - (3) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
    - (4) 請負代金 円
    - (5) 契約年月日 年 月 日
  - 4 請負代金債権の額 円
- 内訳
- (1) 請負代金債権の額 = (2) - ((3) + (4) + (5))
  - (2) 請負代金額 円
  - (3) 前払金額 円
  - (4) 部分払金額 円
  - (5) 部分引渡しに係る請負代金額 円

様式第 4 4 号 (第 7 3 条関係)

用地補償執行決議書

決 裁 区 分	年 月 日 起案	起案者 職氏名	
A . B . C . D	年 月 日 決裁		
(合議、決裁) 市 長   副市長   部 長   次 長   課 長   補 佐   係 長   課 員  企 画 財 務 課 長   次 長   財 政 課 長   補 佐   財 政 係 長   課 員			
工 事 名 又 は 委 託 名 等			
場 所			
権 利 者 名			
予 算	会 計		
	款	項	目
	事業	予算現額	予算残額
	用地費		合計
		円	円
	補償費		円
		円	円
議 会 の 議 決	要            不要		
施 工 方 法 等	用地		
工 事 又 は 委 託 内 容	別紙「設計図書」のとおり		
契 約 方 法	(該当の□にレ印をし、該当数字を○で囲むこと)		
	<input type="checkbox"/> 随意契約 <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 <span style="margin-left: 150px;">第 2、3、4、5、6、7</span> 号適用 <input type="checkbox"/> 契約規則第 18 条第 1、2、3、4、5、6 号適用		

様式第45号(第74条関係)

用地交渉員決定(変更)決議書

決 裁 区 分	年 月 日 起案	起案者 職氏名
C. D	年 月 日 決裁	
(合議、決裁) 部 長      次 長      課 長      補 佐      係 長      課 員		
用地交渉員職氏名		
工 事 名 又 は 委 託 名 等		
場                      所		
権 利 者 名		
執      行      額		
備                      考		

様式第46号(第74条関係)

用地交渉員決定(変更)任命書

年 月 日	
様  結城市長	
監督員の有する 権限の内容	当該契約書の規定に基づく権限
工事名又は 委託名等	
場 所	
権 利 者 名	
執 行 額	
備 考	

様式第47号 (第75条関係)

用地補償変更決議書

決 裁 区 分	年 月 日 起案			起案者 職氏名
A . B . C . D	年 月 日 決裁			
(合議、決裁) 市 長 副市長 部 長 次 長 課 長 補 佐 係 長 課 員  企 画 財 務 課 長 次 長 財 政 課 長 補 佐 財 政 係 長 課 員				
工 事 名 又 は 委 託 名 等				
場 所				
原 契 約				
変 更 前 工 期 又 は 履 行 期 間				
変 更 日 数	延長 日間 短縮	前回変更日数		
変 更 予 定 工 期 又 は 履 行 期 間				
権 利 者 名				
予 算	一 般 ・ 特 別 会 計			
	款	項	目	
	(事業) 予算額 A		予算残額 B	
	円		円	
契約済額 C		今回差引増△減額 D(E-C)		
円		円		
今回変更額 E (C+D)		変更後予算残額 F (B-D)		
円		円		
議 会 の 議 決	要 不要			
変 更 理 由				

様式第48号(第76条関係)

用地補償契約決議書

決 裁 区 分	年 月 日 起案	起案者 職氏名
A. B. C. D	年 月 日 決裁	
(合議、決裁) 市 長 副市長 部 長 次 長 課 長 補 佐 係 長 課 員  総務部長 次 長 契約管財課長 補 佐 契約管財係長 課 員		
工 事 名 又 は 委 託 名 等		
契 約 の 相 手 方		
契 約 金 額	用地費	円
	補償費	円
	合 計	円
契 約 の 内 容	別添「契約書」のとおり	
契 約 保 証 金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 免 除  契約規則第28条第 1、2、3、4、5、6、7号適用	



様式第49号（第99条、第104条関係）

業務委託契約解除通知書

1 委託業務名

2 履行場所

3 履行期間 年 月 日から  
年 月 日まで

4 契約代金額 円

5 契約を解除する部分 履行部分確認検査合格部分を除く全部

年 月 日に契約を締結した上記の委託については、業務委託契約書第  
条第 項の規定に基づき契約を解除します。

年 月 日

様

委託者 住所  
氏名

様式第50号(第101条関係)

結 発第 号  
年 月 日

様

委託者 住所  
氏名 印

契 約 解 除 通 知 書

貴社の前払保証( 年 月 日付け契約番号 )に係る受託者  
は、業務委託契約書第 条第 項第 号に該当すると認めため、別紙のとおり 年  
月 日付けをもって設計等業務委託契約を解除したため、前払金保証約款第6条第  
1項の規定により通知します。

様式第51号(第102条関係)

業務委託履行部分確認書

1	業務委託名		第	号		
2	履行場所					
3	契約年月日	年	月	日		
4	契約代金額				円	
5	前払金額				円	
6	履行部分確認日	年	月	日		
7	確認日現在履行部分				円	%
8	確認検査員職氏名					印 印
9	立会人職氏名					印
10	受託者	住所 氏名				印
11	保証事業会社	住所 氏名				印

様式第1号（第3条、第68条、第79条関係）  
様式第2号（第3条、第79条関係）  
様式第2号の2（第17条、第84条関係）  
様式第3号（第3条、第79条関係）  
様式第3号の2（第3条、第79条関係）  
様式第4号（第3条、第79条関係）  
様式第5号（第5条関係）  
様式第6号（第6条、第18条、第80条、第85条関係）  
様式第6号の2（第7条関係）  
様式第7号（第8条関係）  
様式第8号（第13条関係）  
様式第9号（第15条、第20条、第82条、第86条関係）  
様式第10号（第17条、第69条、第84条関係）  
様式第11号（第22条、第88条関係）  
様式第12号（第22条、第88条関係）  
様式第13号（第22条、第88条関係）  
様式第14号（第23条、第24条、第89条、第90条関係）  
様式第15号（第23条、第89条関係）  
様式第16号（第25条、第90条関係）  
様式第17号（第27条関係）  
様式第18号（第28条関係）  
様式第19号（第28条関係）  
様式第20号（第30条関係）  
様式第21号（第30条、第53条関係）  
様式第22号（第30条、第53条関係）  
様式第23号（第30条関係）  
様式第24号（第56条、第98条関係）  
様式第25号（第56条、第98条関係）  
様式第26号（第31条、第92条関係）  
様式第27号（第31条、第92条関係）  
様式第28号（第32条、第93条関係）  
様式第29号（第34条関係）

様式第30号 (第40条関係)  
様式第31号 (第44条関係)  
様式第32号 (第48条関係)  
様式第33号 (第51条関係)  
様式第34号 (第51条関係)  
様式第35号 (第52条関係)  
様式第36号 (第52条関係)  
様式第37号 (第52条関係)  
様式第38号 (第59条、第64条関係)  
様式第39号 (第61条関係)  
様式第40号 (第62条関係)  
様式第41号 (第65条関係)  
様式第42号 (第65条関係)  
様式第43号 (第67条関係)  
様式第44号 (第73条関係)  
様式第45号 (第74条関係)  
様式第46号 (第74条関係)  
様式第47号 (第75条関係)  
様式第48号 (第76条関係)  
様式第49号 (第99条、第104条関係)  
様式第50号 (第101条関係)  
様式第51号 (第102条関係)